

重要事項説明書

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 いわみ福祉会
法人所在地	島根県浜田市金城町七条ハ 559 番地 2
代表者氏名	理事長 室 崎 富 恵
設立年月日	昭和 48 年 9 月 11 日
電話番号	0855-42-0091

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所の名称	青山デイサービスセンター
事業所の種類	指定共生型生活介護事業所
事業所番号	3210600239
事業所の所在地	島根県江津市二宮町神主 1964 番地 31
電話番号	0855-54-3100
管理者氏名	桑 原 文 寿
指定年月日	令和 2 年 5 月 1 日
利用定員	1 単位 25 名
事業の実施地域	江津市（桜江町を除く）

(2) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	社会福祉法人いわみ福祉会（以下「事業者」という。）が開設する青山デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に規定する共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）及び共生型自立訓練（生活訓練）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	事業所は、共生型生活介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。 2 事業所は、共生型自立訓練（機能訓練）又は共生型自立訓練（生活訓練）の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して、一定期間にわたり身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

	3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。 5 事業所は、島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日島根県条例第75号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。
--	--

（３）営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（ただし、12月31日～1月2日を除く）
営業時間	8：00～18：30（1日9時間まで利用可能）
サービス提供時間	9：00～16：05

3．職員の配置状況（単位ごとに）

職種	職務内容	人員（勤務形態）
管理者	・従業者の管理及び利用申込に係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 ・従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な措置命令を行います。	1名（常勤兼務）
生活相談員	・生活相談員は、個別支援計画の作成に関する業務のほか、次に掲げる業務を行います。 ア 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。 イ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。 ウ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行います。	1名以上（常勤兼務）
看護職員	・サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 ・利用者の静養のための必要な措置を行います。 ・利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	1名以上 （常勤兼務、非常勤兼務）

介護職員	・個別支援計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	3 名以上 (常勤兼務、非常勤兼務)
機能訓練指導員	・利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。	1 名以上 (常勤兼務、非常勤兼務)

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 提供するサービスの内容

提供するサービスは以下のとおりとし、必要と認められるサービスを行います。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴又は清拭
- (4) 身体等の介護
- (5) 生産活動（クッキー作り）
- (6) 創作的活動（絵画、貼り絵、編み物などやアート作品展に向けた作品作り）
- (7) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- (8) 生活相談
- (9) 健康管理
- (10) 送迎サービス
- (11) 前各号に掲げるもののほか、日常生活上必要な支援

※利用者又はその家族は、利用当日の利用者本人の心身の状況を従業者に申告してください。

※当事業所の利用にあたっては、従業者の指示に従うようお願いいたします。

(2) サービス利用料金

別紙のサービス利用料金表のとおりとなっています。

(3) 利用料金のお支払い方法

サービス利用料金は、1 月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに以下のア～ウいずれかの方法で支払い下さい。尚、口座振替は利用月の翌々月の 4 日にご指定の預金口座より振替させていただきます。(1 月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 指定口座への振り込み

山陰合同銀行 さんいんごうどうぎんこう 浜田支店 はまだしてん 普通預金 2785633

日本海信用金庫 にほんかいしんようきんこ 都野津支店 つのづしてん 普通預金 0096429

フク) イワミフクシカイ ミレアオヤマ

口座名義 しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人いわみ福祉会 ふくしかい ミレ青山 あおやま 理事長室崎富恵 むろさきとみえ

イ. 現金支払い

ウ. 口座振替

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、利用者の都合により、指定共生型生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議します。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合であっても取消料は発生しませんが、事業所に来られて、途中で帰られた場合でも利用料金が発生します。

5. 緊急時の対応

利用者の体調の急変等があった場合には、かかりつけ医や関係医療機関等に連絡し、必要な処置を講ずるとともに、緊急連絡先であるご家族等に速やかに連絡をいたします。

また、かかりつけ医での対応が困難な場合には以下の医療機関等に協力いただき、対応させていただく場合がございます。

【協力医療機関】

名称・診療科	医師	住所	電話番号
花田クリニック (内科)	花田昌也医師	江津市嘉久志町 イ 668 番地 19	0855-52-7722

6. 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供時に事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7. 非常災害対策

事業所は、消防計画を作成するとともに、非常災害に備えるため、想定される災害に係る避難訓練、救出その他必要な訓練を実施いたします。

8. 衛生管理

事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行います。

また、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施します。

9. 守秘義務

事業者及び従事者は、サービス提供にあたって知り得た利用者並びに家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。これは従事者が退職後及び契約終了後も同様といたします。

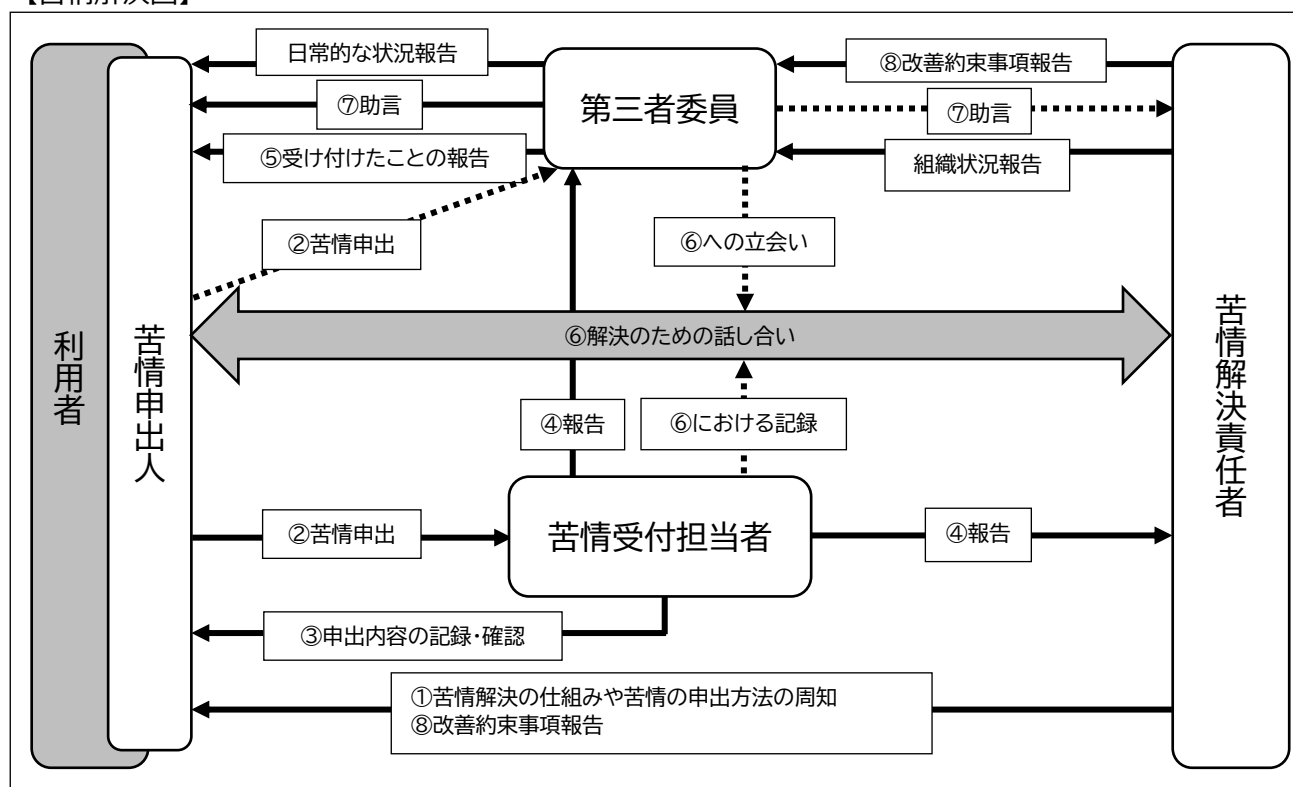
また、他の指定障害福祉サービス事業所等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族に同意を得ます。

10. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情解決概要

苦情解決図の手順に従い苦情や相談を受け付け、解決を図ります。

【苦情解決図】



(2) 苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

【苦情受付担当者】

氏 名 植 田 雅 徳 [職名]生活相談員・介護職員

受付時間 8：00～17：00 毎週月曜日～金曜日

連絡先 0855-54-3100

【苦情解決責任者】

氏 名 桑 原 文 寿 [職名]管理者

連絡先 0855-54-3100

【第三者委員】

氏 名	佐々木 康 子	連 絡 先	0855-53-0164
氏 名	川 島 幸 雄	連 絡 先	0855-52-5695
氏 名	土 崎 かず 一 雄	連 絡 先	0855-53-4625

(3) その他の苦情受付機関

①行政機関

江津市役所 高齢者障がい者福祉課 障がい者福祉係	所 在 地 電話番号 受付時間	江津市江津町 1016 番地 4 0855-52-7934 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)
--------------------------------	-----------------------	--

②第三者機関

島根県運営適正化委員会	所 在 地 電話番号 受付時間	松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 5F 0852-32-5913 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
-------------	-----------------------	---

③国民健康保険団体連合会

島根県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所 在 地 電話番号 受付時間	松江市学園 1 丁目 7 番 14 号 0852-21-2811 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)
--------------------------------	-----------------------	---

1 1. 第三者評価の実施状況

実施の有無	☐ 実施している	☒ 実施していない
実施年月日		
評価機関		
結果の開示状況		

1 2. 虐待防止の措置について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

【虐待防止に関する責任者】

氏 名 桑 原 文 寿 [職名]管理者

【障がい者虐待に関する相談・通報・お問い合わせなど】

江津市

江津市役所 高齢者障がい者福祉課 障がい者福祉係 (江津市障がい者虐待防止センター)	所在地 江津市江津町 1016 番地 4 電話番号 0855-52-7934 受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)
---	--

浜田市

浜田市役所 地域福祉課 障がい者福祉係	所在地 浜田市殿町 1 番地 電話番号 0855-25-9322 受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)
---------------------------	--

13. 身体拘束等の禁止について

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施します。

サービス利用料金表

サービスを利用された際の料金は、以下の（１）～（５）の合計の額となります。

※（１）及び（２）の料金に関しては、料金の１割をお支払いいただきます。なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

※（４）の料金に関しては、食事提供体制加算の該当となる方は、１日にかかった食費から３００円を引いた金額となります。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

※（３）及び（５）の料金に関しては、給付対象とはならないため、全額をご負担いただきます。

※報酬が改定された場合、利用者負担額を変更させていただきます。

（１）基本料金

費目	基本単位	利用料	利用者負担額
共生型生活介護サービス費（Ⅰ）	697	6,970 円	697 円

（２）加算料金

加算	基本単位	利用料	利用者負担額
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15	150 円	15 円
常勤看護職員等配置加算	24	240 円	24 円
食事提供体制加算	30	300 円	30 円
送迎加算（Ⅱ）	10	100 円	10 円
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	8.1%	基本単位×10 円	利用料の１割

（３）サービス提供時間を超えてサービスを受ける場合

30 分当たり 500 円

延長サービス提供時間：8 時～9 時 00 分、16 時 05 分～18 時 30 分

※ただし、サービス提供時間を含めて最長で 9 時間までのご利用となります。

（４）食費

食費名	料 金	内 訳	内 容
昼 食	880 円	食材料費額 550 円＋調理費相当額 330 円	デイサービスご利用時の昼食としてご提供させていただきます。
夕 食	880 円	食材料費額 550 円＋調理費相当額 330 円	時間延長時に夕食をご希望された場合に提供させていただきます。

簡易昼食	440 円	食材料費額 220 円 + 調理費相当額 220 円	利用者の心身の状況により簡単な昼食として、又は、持ち帰りの弁当としてご提供させていただきます。
簡易夕食	440 円	食材料費額 220 円 + 調理費相当額 220 円	持ち帰りの弁当としてご提供させていただきます。

※当事業所のサービスをご利用の際には、衛生面、安全面等、考慮した結果、基本的に当事業所の用意した食事を摂っていただくことにしております。(当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体や口腔の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しております。)

(5) 日常生活上必要となる諸費用

日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

加算の説明

加算名	算定基準	算定回数等
福祉専門職員配置等加算 (I)	常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 35%以上である場合に算定します。	1 日につき
常勤看護職員等配置加算	利用定員が 21 人以上 30 人以下の事業所で、看護職員が常勤換算で 1 人以上配置されている場合に算定します。	1 日につき
食事提供体制加算	収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が食事を提供した場合に算定します。 ※障害福祉サービス受給者証の「食事提供体制加算対象者」の欄が「該当」となっている方が対象です。	1 日につき
送迎加算 (II)	送迎を行った場合に算定します。	片道につき
福祉・介護職員等処遇改善加算 (I)	福祉・介護職員等の従業者の処遇改善が図られている事業所に認められる加算です。	基本料金に各種加算を加えた総単位数の 8.1%

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 島根県浜田市金城町七条八五五九番地2
事業者名 社会福祉法人いわみ福祉会
代 表 者 理事長 室 崎 富 恵 印

説明者職名 _____

氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて上記の重要事項を、事業者から説明を受けたことを確認し、サービスの提供開始に同意します。

契約者（利用者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(契約者との関係) _____